

第42号議案

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条
例

上記の議案を提出する。

令和3年9月13日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の改正に伴
い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条
例

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律施行条例（平成27年6月台東区条例第
27号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条
第11号」に改める。

別表第3の6の項中「第59条の2」を「第59条の2の2」
に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。